

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024（女性版骨太の方針2024）」における関連記載

## II 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の一層の推進

### (1) 所得向上、リスクリングの推進

#### ⑧ 女性活躍推進法の改正

令和7年度末に期限を迎える女性活躍推進法について、延長に向けた改正法案を令和7年通常国会において提出することを目指し、事業主が女性特有の健康課題に取り組むことや、より正確かつ最新の情報の公表の促進など、更なる女性活躍推進に向けた所要の検討を行う。【内閣府、厚生労働省】

### (4) 地域における女性活躍・男女共同参画の推進

#### ⑥ 独立行政法人国立女性教育会館（NWE C）及び男女共同参画センターの機能強化

女性の経済的自立を始め、全国津々浦々で男女共同参画社会の形成を促進するため、独立行政法人国立女性教育会館（以下「NWE C」という。）の主管を内閣府に移管し、男女共同参画センター（以下、本項において「センター」という。）に法令上の位置付けを付与すること等を内容とする、NWE C及びセンターの機能強化を図るための所要の法案について、早期の国会提出を目指す。【内閣府、文部科学省】